

平成 27 年度 大阪府環境保全活動補助金の審査基準について

1 審査の考え方

申請のあった事業について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領第 2 及び大阪府環境保全活動補助金交付要綱第 6 条の規定により、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において審査を行い、その結果に基づき大阪府が予算の範囲内で事業者を決定するものとする。

2 審査基準

本補助金が、「豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、先進的で他の模範となる環境保全活動等に対し補助金を交付する。」という制度であることから、申請のあった事業を下記の基準で評価する。

評価基準

- ① 府の環境保全・創造に寄与すると認められること。
- ② 府民の自主的な環境保全活動につながる波及効果が期待されるなど、成果が広く府民に還元されること。
- ③ 適切かつ効果的な事業手法がとられていること。

3 審査方法

- (1) 審査にあたっては、事務局からの申請内容等の説明及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて行う。
(あらかじめ各委員に審査資料を送付し、事前にワークシートを作成いただく。)
- (2) 審査については、上記基準に基づき、応募のあった事業について「本補助金交付実績が 3 回未満の団体」「本補助金交付を 3 回受けた実績のある団体」それぞれに対し、次の項目ごとに 5 点の配点で行う。

《本補助金交付実績が 3 回未満の団体》

審査項目	評価の基準	配点
① 事業内容の環境の保全・創造への寄与	・環境の保全・創造への寄与が認められるか	5
② 事業内容の波及効果など成果の府民への還元性	・事業内容に実現性があり、また、事業の府民への波及効果など還元性が認められるか	5
③ 事業手法の適切性	・経費に妥当性があり、計画が具体的で実効性があり、活動の効果が明確かつ妥当であると認められるか ・前回補助した事業がある場合、その事業が計画どおり実施され効果が認められたか	5
小計		15
④ 加点項目	・上記以外に、他の模範となるような先進性もしくは発展性など、特筆すべき内容があるか	5
評価点合計		20

- ・評価 5点：非常に優れている
- 4点：優れている
- 3点：概ね認められる
- 2点：やや不十分である
- 1点：不十分である

《本補助金交付を3回受けた実績のある団体》

審査項目		評価の基準	配点
分に達した団体のみ (未評価の補助事業が3回 過去に補助した事業の評価)	① 事業計画の実行性	・過去に補助した事業(3回分)が計画どおり実施され、目標を達成するために十分な活動が行われたか	5
	② 事業の効果	・過去に補助した事業(3回分)が環境問題、課題解決に対する効果をあげたか	5
申請事業の評価	③ 事業内容の環境の保全・創造への寄与	・環境の保全・創造への寄与が認められるか	5
	④ 事業内容の波及効果など成果の府民への還元性	・事業内容に実現性があり、また、事業の府民への波及効果など還元性が認められるか	5
	⑤ 事業手法の適切性	・経費に妥当性があり、計画が具体的で実効性があり、活動の効果が明確かつ妥当であると認められるか ・前回補助した事業がある場合は、その事業が計画どおり実施され効果が認められたか(「過去に補助した事業の評価」①②を行った場合を除く)	5
	小計	「過去に補助した事業の評価」①②を行った場合	25
		「申請事業の評価」のみの場合	15
	⑥ 加点項目	・活動内容、活動方法に新たな挑戦があり、他の模範となるような先進性もしくは発展性など、特筆すべき内容があるか	5
評価点合計		「過去に補助した事業の評価」①②を行った場合	30
		「申請事業の評価」のみの場合	20

- ・評価 5点：非常に優れている
- 4点：優れている
- 3点：概ね認められる
- 2点：やや不十分である
- 1点：不十分である

- (3) 各審査委員の評価点の合計点数の平均点(小数点以下第1位を四捨五入)により事業の順位付けを行い、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。ただし、同点となった事業については、部会の審議により順位を決定する。
また、申請団体の新規性に配慮する。
- (4) 審査にあたっては、評価点の下限値(評価点小計の平均値8点。ただし、「過去に補助した事業の評価」を行った場合は13点。)を定め、その点数に満たないものは原則採択しないものとする。
また、委員に対して不正行為目的の接触を行った団体の事業については、審査対象から除外することとする。